様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　７ 年　 ６ 月　 ８ 日現在

機関番号：３４４１９
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2020～2024
課題番号：２０Ｋ０１２８５

研究課題名（和文）歴史的建造物保護に関する法理論の再構築―日英比較に基づく理論的・実証的研究

研究課題名（英文）Construction of legal theory in the protection of historical buildings

研究代表者
林　晃大（HAYASHI, AKITOMO）

近畿大学・法学部・教授

研究者番号：８０５４８８００

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国における歴史的建造物保護制度の構築のあり方について検討する前提として、比較対象であるイギリスにおける歴史的建造物保護に関する法理論を分析し、近年の動向を探ろうとするものである。
イギリスでは「歴史的な街」だけではなく「一般的な街」においても歴史的建造物の保護が積極的に実現されているが、「危機に瀕している指定建造物登録簿」が保護の実効性を高めている。また、近年ではイングランドにおける「2023年地域格差是正及び再生法」やウェールズにおける「2023年歴史的環境（ウェールズ）法」の制定が歴史的建造物保護を促進させるとともに、政府による現代的な保護政策への転換が見られるところである。

研究成果の学術的意義や社会的意義
イギリスにおける歴史的建造物保護をめぐる展開は、わが国における保護制度に関する様々な法的論点を議論する上で重要である。例えば、高い頻度で作成されている「危機に瀕している指定建造物登録簿」の存在は、所有者だけでなく地域社会に対して歴史的建造物の状態改善を促すといった観点から保護の実効性を高めるものである。また、地域活性化や経済再開発の資源としての歴史的建造物の活用支援政策や、歴史的建造物のエネルギー効率の向上への取り組み強化をめぐる近年の議論など、イギリスにおける現代的な歴史的建造物の保護活用政策はわが国においても大いに参考になるであろう。

研究成果の概要（英文）：This study aims to analyze the legal theory underlying the protection of historic buildings in the UK as a prerequisite for examining the appropriate approach to establishing the system in Japan.
In the UK, the protection of historic buildings is actively implemented not only in “historic towns” but also in “ordinary towns,” and the “Heritage at Risk Registers" (which is annually revealed by Historic England) plays a significant role in enhancing the effectiveness of the protection.
Additionally, recent legislation such as the “Levelling-up and Regeneration Act 2023” and the “Historic Environment (Wales) Act 2023” has promoted the protection of historic buildings while also signaling a shift toward more modern protection policies by the government.

研究分野：行政法

キーワード：行政法　環境法　イギリス　歴史的建造物

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

歴史的建造物の保護は、国や地域における文化の継承や、国らしさ、地域らしさの維持のために重要である。わが国においても、「文化財保護法」、「景観法」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」や、歴史的建造物保護に意欲的な地方自治体の条例を通じてそれらの保護が図られており、神社や仏閣、城郭など数多くの歴史的建造物がユネスコの世界文化遺産に登録されていることからも分かるように、それらの保護制度の実効性の高さが国際的にも認識されている。

しかしながら、京都市に代表されるような、数多くの歴史的建造物が集中的に存在し、それらを目当てに世界中から多くの観光客が訪れる、いわゆる「歴史的な街」はともかく、世界的にも知名度が高くなく、歴史的建造物の保護に特に意欲的とは言えない「一般的な街」においては、たとえそこに古民家のような歴史的に価値のある建造物が存在していたとしても、それらが国や地方自治体の制度の下で保護されないまま放置されたり、取り壊されたりするケースが見られる。

わが国では、1996 年の「文化財保護法」の改正により、従来の文化財指定制度を補完する目的で文化財登録制度が新設され、歴史的建造物の保護が促進されたものの、他国と比較しても保護の対象となる建造物の件数は少なく、特に「一般的な街」における歴史的建造物の保護は十分であるとは言い難い。国や地域における文化の継承、国らしさ、地域らしさの維持のためには、「歴史的な街」に集中的に存在する歴史的建造物を保護するだけではなく、「一般的な街」に点在する建造物の保護を促進することが必要であり、そのために国及び地方自治体がどのような文化政策を形成すべきか、またその根拠となる法制度をどのように構築すべきかを今一度検討することが重要となる。

２．研究の目的

わが国においては、特に「一般的な街」における歴史的建造物の保護が十分であるとは言い難い。他方、多くの歴史的建造物が存在し、それらの保護に積極的なイギリスでは、いわゆる「歴史的な街」はもちろんのこと、「一般的な街」に点在する古民家や教会などの歴史的建造物についても積極的な保護が図られている。わが国における「一般的な街」に点在する歴史的建造物の保護を促進するために国及び地方自治体がどのような政策を形成すべきか、またその根拠となる法制度をどのように構築すべきかについて検討する前提として、イギリスにおける歴史的建造物保護に関する法理論を分析することが本研究の主な目的である。

３．研究の方法

わが国にはイギリスにおける歴史的建造物保護制度に関する先行研究は存在するものの、法律学、特に公法学の観点から、その歴史や現行制度の仕組み、数多く提起されている歴史的建造物保護を目的とした裁判例を分析することによって、イギリスにおける歴史的建造物保護のため法理論的基礎を解明しようとした研究は存在しない。また、近年の動向についてフォローした研究や、イングランド地域以外の地域における歴史的建造物保護制度についての研究も存在しない。

そのため、法律学の観点からのアプローチを通じてイギリスの歴史的建造物保護の実態

を解明するため、基本的には文献や判例を通じた研究を行った。具体的には、日英の研究者による本・論文にとどまらず、政府省庁、地方自治体などの公的機関が作成した公的資料、歴史的建造物をめぐる数多くの裁判例を収集し、文献調査を行ってきた。また、イギリスでは、特にイングランド地域における歴史的建造物保護について責任を負う Historic England が政策的・実証的な報告書を定期的に出しており、それらの報告書についても研究を進めた。さらに、国内で入手することのできない資料については、大英図書館、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスやロンドン大学高等法学研究所にて入手し、研究を進めた。

４．研究成果

（１）イギリスにおける歴史的建造物保護制度

イギリスでは、特別な保護に値する歴史的・建築的価値を有する構造物を、イングランドでは Historic England、スコットランドでは Historic Environment Scotland、ウェールズでは Cadw、北アイルランドでは Department for Communities の Historic Environment Division がそれぞれ管理するリストに掲載することで重点的な保護が図られている。これら建造物は、地方計画当局の許可なしに解体、拡張、改築することが認められないうえ、所有者は一定の条件下で修繕や維持管理を義務付けられており、これらを履行しない場合や無許可の改築を行った場合、刑事訴追の対象となる可能性がある。イングランドでは、建物の指定の可否は国務大臣が決定権限を有するが、その手続は Historic England が担当しており、文化・メディア・スポーツ省は、Historic England のみならず、住宅・コミュニティ・地方自治省や環境・食料・農村省など他の政府部門と協力し、歴史的建造物その他の文化財の保護に関する政策を実施している。

わが国では、歴史的建造物保護の根拠法である「文化財保護法」の下で保護が図られている建造物の数は、指定と登録あわせても全国で 17000 件程度であるのに対し、イギリスでは、根拠法である「1990 年計画（指定建造物及び保全地域）法」の下で保護が図られている建造物の数は、イングランド地域に限定しても、377285 件とわが国の 20 倍以上に及ぶ。また、イギリス東部エセックス州にある人口 19 万人ほどのいわゆる「一般的な街」であるコルチェスターには 320 件もの指定建造物が存在し、その多くが現在も住居や商業施設として用いられている。これらの点からも、わが国と比べると、イギリスでは「歴史的な街」だけではなく「一般的な街」においても歴史的建造物の保護が積極的に実現されていると指摘することができる。

さらに、イングランドでは、Historic England が、毎年、「危機に瀕している指定建造物登録簿」を作成し、保存状態が良好ではない指定建造物を明確にしたうえで、当該建造物がどのような形で危険にさらされているのかを示すことで、所有者だけでなく地域社会に対して当該建造物の状態改善を促しており、これが特に「一般的な街」における歴史的建造物保護の促進に寄与していると指摘されている。

（２）歴史的建造物保護制度をめぐる近年の動向

近年の動向について見てみると、イングランドにおいては、立法面での重大な変更は少なく、変更を主張する政府の提案の多くは実現にいたっていないものの、新たに制定された「2023 年地域格差是正及び再生法（Levelling-up and Regeneration Act 2023）」がイングランドにおける都市計画と文化財保護に関していくつかの調整を加えており、特に、文化財の保存に関する検討義務を世界遺産、指定記念物、登録庭園に拡大し、いずれの場合も保存

だけでなくその向上も検討するよう定めた点が注目を集めている。他方、ウェールズでは、歴史的建造物保護の根拠法であった「1979 年古代遺跡法」と「1990 年指定建造物法」が、「2023 年歴史的環境（ウェールズ）法」に置き換えられるという大きな変化が起きており、イングランドがウェールズに続くのかが注目されている。また、イギリス政府は気候変動対策として、歴史的建造物のエネルギー効率の向上への取り組み強化を提案したり、歴史的建造物を単なる保護対象としてだけでなく、地域の活性化や経済再開発の資源として積極的に活用するよう奨励し、文化遺産が地域経済に貢献するモデルを推進するなど、保護一辺倒の政策から現代的な保護活用の方向へと政策の変換を進めている。

歴史的建造物保護に関する裁判例を見てみると、ここ５年で、第１審、控訴審、最高裁あわせて 80 ほどの判決が出されており、このうちの約 3 分の 1 が、建造物の指定における考慮要素を争点としたものである。また、どのような建造物が指定されるべきかについて争われた最高裁判決 Dill v. Secretary of State [2020] UKSC 20 や、敷地の範囲に関する指針を示した控訴審判決（R. (on the application of Hampshire CC) v. Blackbushe Airport Ltd. [2021] EWCA Civ 398）、指定建造物の敷地設定の範囲について争われた Catesby Estates Ltd. v. Steer [2018] EWCA Civ 1697 など歴史的建造物を巡る訴訟は多くの注目を集めている。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計0件

〔学会発表〕　計0件

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

―

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関